

国 地 契 第 4 8 号
平成23年10月24日

各地方整備局長 殿

国土交通事務次官

「工事請負契約書の制定について」等の一部改正について

平成23年7月に刑法（明治40年法律第45号）が改正されたこと等を受けて、今般、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）等を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）の一部改正
別冊工事請負契約書第45条の2(A)第1項及び第45条の2(B)第1項中「第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に、「第96条の3」を「第96条の6」に改める。
2. 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）の一部改正
別冊土木設計業務等委託契約書第41条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。
3. 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）の一部改正
別冊建築設計業務委託契約書第41条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。
4. 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成13年2月15日付け国官地第3-2号）の一部改正
別冊建築工事監理業務委託契約書第31条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

○工事請負契約書の制定について

(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)

改 正 案	現 行
<p>別冊 工事請負契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等) 第45条の2(A) (略)</p> <p>一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1号</u>の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別冊 工事請負契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等) 第45条の2(A) (略)</p> <p>一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、<u>独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</p> <p>二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、<u>独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号</u>の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</p> <p>三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>

[注] (略)

第45条の2(B) (略)

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2・3 (略)

[注] (略)

第45条の2(B) (略)

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2・3 (略)

○土木設計業務等委託契約書の制定について
(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号)

改 正 案

現 行

<p>別冊 土木設計業務等委託契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第41条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別冊 土木設計業務等委託契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第41条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

○建築設計業務委託契約書の制定について
(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号)

改 正 案	現 行
<p>別冊 建築設計業務委託契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第41条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別冊 建築設計業務委託契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第41条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</p> <p>2 (略)</p>

○建築工事監理業務委託契約書の制定について
(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)

改 正 案	現 行
<p>別冊 建築工事監理業務委託契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第31条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)</p>	<p>別冊 建築工事監理業務委託契約書</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第31条の2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)</p>

む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 (略)

む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 (略)